

**宮城県有機 JAS 認証取組拡大支援事業 Q&A**  
(令和 5 年 9 月)

問 1 いつの時点で受検したほ場実地検査が補助対象となりますか。

(答) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの期間に受検したほ場実地検査が補助対象となります。ただし、補助金の交付申請や実績報告等の各種手続きは、前述の期間に実施するほ場実地検査と同一の年度内に完了する必要があることにご留意願います。

問 2 国や市町村等の他の自治体を実施する事業で、有機 JAS 認証の年次調査に係るほ場実地検査費用の補助を受けている場合、重複して当事業を活用することはできますか。

(答) 国や市町村等の他の自治体を実施する事業と重複して当事業を活用することはできません。

問 3 年次調査に係るほ場実地検査を受検するにあたり、実地検査前の書類確認の費用や実地検査後の報告書の作成、判定に係る経費についても補助対象となりますか。

(答) 当事業の補助対象は、実地検査料及び検査員の交通費（宿泊費を除く）であり、書類審査や報告書の作成、判定に係る費用は補助対象外となります。

問 4 新規で有機 JAS 認証を取得した場合、今回認証を取得したほ場面積を、前年度から新たに拡大した面積と見なし、補助対象とすることはできますか。

(答) 当事業は、既に有機 JAS 認証を取得している者が、要綱に規定する面積の拡大に取り組む場合に限り補助対象とするものであり、新たに有機 JAS 認証を取得する際の初回審査費用については補助対象外とします。

なお、新規で有機 JAS 認証を取得する場合の認証取得に係る経費については、農林水産省の補助事業である「有機農業新規参入者技術習得支援事業」で支援対象となっています。

問5 登録認証機関の見積書や請求書に、実地検査料及び検査員の交通費について項目ごとに費用が記載されておらず、書類確認、報告書作成等の費用も含めて審査に係る費用一式で金額が記載されている場合、補助対象金額はどのように判断すれば良いですか。

(答) 登録認証機関から、具体的な各項目の内訳の費用が確認できる資料の提供を求めてください。

問6 有機 JAS 認証を団体認証で受けている場合、団体に属する個人が要綱に規定された面積（例：土地利用型作物で 30a 以上 等）を拡大すれば、補助対象となりますか。

(答) 団体認証を受けている場合は、団体として要綱に規定された面積（例：土地利用型作物で 1ha 以上 等）を拡大しなければ、補助対象とはなりません。

問7 要綱に規定する面積の拡大を目指し、年次調査に係るほ場実地検査を受検した結果、不合格であった場合、補助対象経費は支払われないこととなりますか。また、既に当事業の補助金を受けている場合、不合格を理由に補助金を返還する必要がありますか。

(答) 前年度比で要綱に規定する面積拡大分を含めて年次調査に係るほ場実地検査を受検した場合は、その受検結果を問わず、実地検査料及び検査員の交通費は補助対象となります。また、既に当事業で補助金を受けた後、ほ場実地検査の結果が不合格となった場合でも、補助金の返還とはなりません。

問8 転換期間中の面積は、要綱に規定する面積の拡大分に含めることはできますか。

(答) 転換期間中の面積は対象とはなりません。